

令和6年(2024年)11月

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが JR等の運賃の割引を受けられるようになります

令和7年(2025年)4月から、旅客鉄道株式会社(JR)等の鉄道運賃の割引対象に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが追加されることとなりました。

割引制度の詳細は以下のとおりです。必要な手続きをご確認ください。

JRの割引内容

第1種:手帳等級が1級のかた

第2種:手帳等級が2級、3級のかた

割引内容	第1種(等級:1級)	第2種(等級:2級、3級)
手帳をお持ちのかた本人が、一人で利用する場合	普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合のみ) 5割引	
手帳をお持ちのかた本人が、介護者と一緒に、利用する場合(介護者は1名まで)	本人と介護者それぞれの普通乗車券、回数乗車券、急行券(特別急行券を除く)、定期券(本人が12歳未満の場合は介護者のみ) 5割引	12歳以上は割引なし 12歳未満の障害児の介護者の定期券 5割引(児童と同一区間)

JRの割引開始時期について

令和7年(2025年)4月から

※その他の私鉄の割引適用に関しては、利用する鉄道会社にご確認ください。

(既に割引制度を導入している会社もあります。)

- ・ 阪急・阪神グループ:令和7年1月末頃から割引開始
- ・ 北大阪急行電鉄:令和7年1月末頃から割引開始

(裏面につづく)

令和6年(2024年)11月

必要な手続きと注意点

※以下の①、②は、JRの割引を受ける場合の注意点です。その他の私鉄の運用については、各鉄道会社にご確認ください。

①写真を貼っていない精神障害者保健福祉手帳は、割引を受けることができません。写真を貼っていない手帳をお持ちのかたで、写真を貼った手帳への変更を希望されるかたは、手帳と顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽、サングラス不可)を持参の上、みのおライフプラザで再交付申請を行ってください。

②有効期限が切れた手帳では、割引を受けることができません。〔「更新手続き中」のスタンプを押した手帳でも、割引は受けられません。〕。

例えば有効期限が令和7年3月31日までの手帳をお持ちの場合、令和7年4月から割引を受けるためには、令和7年3月31日までに、更新後の新しい手帳を受け取っていただく必要があります。

③通常、手帳の更新には、2～3か月かかります。

更新手続きは有効期限の3か月前からできますので、更新可能期間になったら、できるだけ早く手続きをしてください。

(例：有効期限が令和7年2月28日の場合、令和6年12月1日から更新手続きができます。)

※令和7年1月1日から令和7年3月31日の間、通常より手続きに時間がかかることが予想されます。

割引が始まるため、通常より申請件数が増えることが予想されます。このため、通常の2～3か月より長く、手続きに時間がかかる可能性がありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【手帳の再交付・更新手続き窓口及び問い合わせ先】

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

〒562-0014 大阪府箕面市萱野5丁目8番1号

みのおライフプラザ(総合保健福祉センター)

電話：072-727-9506(直通) FAX：072-727-3539